

運動部活動外部指導者の任用について

福井県中学校体育連盟

1 目 的

- (1) 運動部活動に、外部のスポーツ指導者を任用することにより、運動部活動を活性化し、生徒がスポーツの楽しさ、爽快さ、達成感などを体験する機会を通して、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、心身の健全育成に資する。
- (2) 運動種目の技術的指導法を取得し、指導者（顧問）としての資質向上に努めるとともに、中学校における運動部活動の充実を図る。

2 任用の条件

学 校

- (1) 原則として、当該運動部活動に専門的指導者がいない場合とする。
- (2) 種目の限定はしないが、特定の種目に集中しないようにする。
- (3) 本人が契約書を提出し、学校長の承認を受ける。
- (4) 校内での協力体制を整えるなど、教職員や生徒に任用の趣旨が理解されていること。
- (5) 生徒及び保護者の理解を得るなど、指導体制を整えること。
- (6) 活動計画を明確にし、定期的に指導ができるようにする。
- (7) 近隣の複数校による運動部活動の指導も対象とする。その場合、承認されている学校が中心となる。
- (8) 県・地区中体連主催の大会参加を伴う場合は、外部指導者承認書を年度当初に地区中体連会長及び県中体連会長に提出すること。
- (9) 任期は1年とし、再任する場合は年度当初改めて手続きをとる。

指導者

- (1) 当該学校との関わりの中で、顧問が推薦し、学校長が承認した者。
- (2) 教育活動の一環として、当該学校の教育目標・方針を理解し、活動・振興のために支援・協力のとれる者。
- (3) 運動種目の実技指導が堪能で、専門的指導者としてふさわしい者。
- (4) 中学校における運動部活動の意義を理解するとともに、学校の顧問と一緒に活動しながら競技力の向上に努める者。